

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1級の項第5号及び第6号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第2級の項第4号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第5号中「下肢^し」を「下肢」に改める。

別表第3第1級の項第5号及び第6号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第2級の項第5号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第6号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第4級の項第4号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第5級の項第4号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第5号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第6号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第6級の項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第8号中「及び示指」を削り、同表第7級の項第6号中「及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以外の4」に改め、同項第7号中「及び示指」を削り、同項第9号中「上肢^し」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第10号中「下肢^し」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第8級の項第3号中「手指」の次に「を失ったもの又は母指以外の3の手指」を加え、同項第4号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したもの又は母指以外の4」に改め、同項第5号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第6号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第8号中「上肢^し」を「上肢」に、「仮関節

」を「偽関節」に改め、同項第9号中「下^し肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第9級の項第12号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの」を削り、同項第13号中「手指」の次に「の用を廃したもの又は母指以外の3の手指」を加え、同表第10級の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視で複視を残すもの

別表第3第10級の項第7号中「の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の3」を「以外の2」に改め、同項第8号中「下^し肢」を「下肢」に改め、同項第10号中「上^し肢」を「上肢」に改め、同項第11号中「下^し肢」を「下肢」に改め、同表第11級の項第7号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第12級の項第4号中「耳^{かく}殻」を「耳殻」に改め、同項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「上^し肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下^し肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「頑^{がん}固」を「頑固」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

9 1手の小指を失ったもの

別表第3第13級の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号

を加える。

2 正面視以外で複視を残すもの

別表第3第13級の項第8号を削り、同項第9号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第14級の項第4号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「及び示指」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年7月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 新条例第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年6月30日以前に治ったとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける改正前の生駒市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾

病にかかり、平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は1手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は1手の示指の用を廃したもの」と、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は1手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

3 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償一時金を支給され

た者で読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金を受けるとなるものに対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第3条 非常勤消防団員等が平成16年6月30日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合における旧条例第10条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡したとき、又は当該期間において新条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第12条第4項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第10条の規定による遺族補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

3 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けるとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後

の新条例第10条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

○お問い合わせ先 消防総務課（電話73-0108）